

# 富山県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年5月改訂

富 山 県

# 目 次

ページ

1	基本的な事項	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	持続的発展の基本的方向	1
(3)	過疎地域等の持続的発展に関する目標	2
(4)	計画の達成状況の評価に関する事項	2
(5)	計画期間	2
(6)	計画の性格と役割	2
(7)	SDGsのさらなる推進	2
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	4
3	産業の振興	5
4	地域における情報化	9
5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	
(1)	県道等の整備	10
(2)	林道の整備	11
(3)	交通確保対策	11
6	生活環境の整備	12
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	12
8	医療の確保	14
9	教育の振興	14
10	集落の整備	15
11	地域文化の振興等	15
12	再生可能エネルギーの利用の推進	16
13	過疎地域市町村に対する行財政上の援助	
(1)	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(2)	産業の振興	18
(3)	地域における情報化	20
(4)	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	22
(5)	生活環境の整備	24
(6)	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(7)	医療の確保	26
(8)	教育の振興	27
(9)	集落の整備	28
(10)	地域文化の振興等	29
(11)	再生可能エネルギーの利用の推進	30

# 富山県の過疎地域等



県内市町村	15
うち過疎地域市町村	4
過疎市町村	3
みなし過疎市町村 ※1	0
一部過疎市町村 ※2	1
うち特定市町村 ※3	1

- ※1 合併後の市町村の全域が過疎地域とみなされる市町村
- ※2 合併後の市町村の区域のうち、合併前に過疎地域市町村であった区域のみが過疎地域とみなされる市町村
- ※3 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域を含まないもの

## 1 基本的な事項

### (1) 計画策定の趣旨

本県においては、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法以降、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年からの過疎地域自立促進特別法まで、各法に基づき方針及び計画を策定し、諸般の施策を講じ、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域等※では、依然として人口の減少、少子高齢化に歯止めが掛からず、産業の衰退による地域社会の活力の低下が深刻化している。

こうした諸問題に対処するため、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）が施行されたことに伴い、富山県過疎地域持続的発展方針を策定し、併せて富山県過疎地域持続的発展計画を定め、各地域が策定する過疎地域持続的発展市町村計画とともに、過疎地域等の持続的発展の支援を図ろうとするものである。

※過疎地域の氷見市、南砺市、朝日町、一部過疎市町村である砺波市の旧庄川町区域並びに特定市町村の区域である富山市の旧山田村区域及び旧細入村区域を合わせたものを以下「過疎地域等」という。

### (2) 持続的発展の基本的方向

富山県過疎地域持続的発展方針に基づき、次の 3 つの基本的方向に従って重点的かつ総合的に諸施策を推進するものとする。

基本的方向

- I. 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全
- II. 地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大
- III. 生活に必要な不可欠なサービスの確保

### (3) 過疎地域等の持続的発展に関する目標

持続的発展の基本的方向に基づき、本計画で定める各分野別施策を総合的かつ効果的に推進することとし、令和 7 年度の人口に関する目標を、県の社会増減は転入超過、県の人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計方法による試算値である 99.6 万人を上回る 100.6 万人と設定する。

また、人口に関する目標は、「富山県人口ビジョン」及び「第 2 期とやま未来創生戦略」等と整合性を図るものとする。

項 目	基準値	目標値	社人研推計を基に 試算した人口
	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)	令和7年(2025年)
富山県の社会増減	△1,900人 (転出超過)	転入超過	-
富山県の人口	103.5万人	100.6万人	99.6万人

※各年10月1日基準

※令和2年の数値は富山県人口移動調査(令和元年10月1日～令和2年9月30日)によるもの

#### (4) 計画の達成状況の評価に関する事項

外部有識者等からなる検討会において、本計画の実施状況について進行管理・評価を行うとともに、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを確立し、計画の効果を最大限に高めるものとする。さらに、市町村との意見交換場の場の設定や連携した施策の実施など市町村との緊密な連携・協力体制の構築に努める。

#### (5) 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間とする。

なお、過疎地域の持続的発展を支援するための事業を機動的、弾力的に実施するため、毎年その実績を調査するものとする。

#### (6) 計画の性格と役割

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、県が実施する事業の計画及び過疎地域等市町に対する行財政上の援助措置を明らかにすることとし、同法で既に具体的に規定されている特別措置及び国等が実施する事業については、本計画の中では取り扱わないこととする。

なお、本計画は、広域的な事業の実施に配慮しつつ、その実効性の確保について十分留意するものであり、県は、その推進にあたって、関係機関の協力のもと最大限の努力を傾注するものとする。

#### (7) SDGsのさらなる推進

国際連合は、経済・社会・環境の調和をとりながら持続可能な社会を実現するための、すべての国に共通する目標として、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を平成27年に採択した。これを受け、わが国においては、国が「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、その実施に最大限取り組むこととしている。本県においては、全国に先駆けて取り組んできた環境保全の取組み等が評価され、令和元年7月に国の「SDGs未来都市」に選定された。また、SDGsの達成に向けた主な取組みをまとめた

「富山県SDG s 未来都市計画」に基づき、各種施策を推進しているところである。

本計画においても、県民全体の理解のもと各種施策を推進し、持続可能な社会をつくるというSDG s の理念を踏まえながら過疎地域等の振興を図っていく。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・U I J ターンの促進を図るため、本県の恵まれた就労環境のPRや暮らしと仕事の一元的な相談体制の充実に取り組むほか、関係人口創出に向けた取組みを進めるとともに、市町村・民間事業者と連携したサテライトオフィスの誘致を進める。

交流人口の拡大及び地域活性化を図ることを目的とし、県外の大学、短大、高校等が行うクラブ・サークル等の合宿を誘致するため、合宿経費の一部を補助する。

また、持続可能な地域運営の仕組みづくりを推進するため、地域づくりをサポートする人材を育成するための研修を実施する。

事業名	事業内容
富山くらし・しごと支援センター運営事業	富山県への移住やU I J ターン就職に関する総合窓口「富山くらし・しごと支援センター」の運営（東京有楽町・大手町、大阪、名古屋、富山）
とやま移住・応援人口創出事業	本県への移住や二地域居住等を検討している首都圏の社会人を対象に、講座及びフィールドワークを実施し、関係人口の創出を図る。
富山サテライトオフィス誘致プロジェクト事業	市町村、民間事業者と連携し、県外からのサテライトオフィスの誘致を図るプロジェクトを推進
「富山で合宿！」誘致事業	県外の大学、短大、高校等が行うクラブ・サークル等の合宿に対し、経費の一部を補助 補助金額 700 円/人泊 上限 50 万円/団体
中山間地域サポート人材育成事業	地域運営組織、NPO職員等を対象に、地域づくりをサポートする人材を育成するための研修を実施する。

### 3 産業の振興

農山漁村地域整備交付金や農地防災事業等の実施により、農業用排水路や区画整理、暗渠排水等の整備・補修を行い、農業の担い手となる経営体の育成や農地・農業用施設の保全管理を図る。

また、過疎地域等における耕作放棄の発生を防止・解消するため、直接支払い制度や耕作放棄地総合対策事業を実施する。

産業振興対策事業を行うとともに、中小企業者が行う新商品、新技術開発等に対して、金融上の措置を講ずる。また、過疎地域等への企業導入を促進するため、法第23条の規定による措置のほか、生産設備を新增設した事業者に奨励金を交付する。

観光・レクリエーションについては、観光キャンペーンの実施等、観光PRの推進に努める。

事業名	事業内容
農業の振興	(1) 農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・横水地区（朝日町） 頭首工 1式</li> <li>・窪田地区（朝日町） 区画整理 1式</li> <li>・高橋地区（朝日町） 区画整理 1式</li> <li>・笹川地区（朝日町） 用排水路工 1式</li> <li>・五箇庄北部地区（朝日町） 用排水路工 1式</li> <li>・庄川合口3期地区（砺波市（旧庄川町の区域）） 水管理システム 1式</li> <li>・富山広域地区（富山市（旧山田村、旧細入村の区域）） 用排水路工 1式</li> <li>・石黒東部地区（南砺市） 区画整理 1式</li> <li>・祖谷一期地区（南砺市） 区画整理 1式</li> <li>・祖谷二期地区（南砺市） 区画整理 1式</li> <li>・才川七1期地区（南砺市） 区画整理 1式</li> <li>・天神地区（南砺市） 用排水路工 1式</li> <li>・東石黒北部1期地区（南砺市） 用排水路工 1式</li> <li>・石黒西部地区（南砺市） 用排水路工 1式</li> <li>・桜ヶ池幹線一期地区（南砺市） 用排水路工 1式</li> <li>・桜ヶ池幹線二期地区（南砺市） 用排水路工 1式</li> <li>・となみ・なんと山麓地区（南砺市） 用排水路工 1式</li> <li>・中村地区（氷見市） 区画整理 1式</li> <li>・城飯久保地区（氷見市） 用排水路工 1式</li> <li>・下田子・上泉地区（氷見市） 用排水路工 1式</li> <li>・北八代地区（氷見市） 用排水路工 1式</li> </ul>

	<p>(2) 農村地域防災減災事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庄川左岸三期地区（南砺市） 排水路工 1 式 調整池工 1 式</li> <li>・ 庄川左岸四期地区（南砺市） 排水路工 1 式 調整池工 1 式</li> <li>・ 岩淵 2 期地区（南砺市） 地すべり対策工 1 式</li> <li>・ 臼中 2 期地区（南砺市） 取水施設等 1 式</li> <li>・ 野地地区（南砺市） ため池 1 式</li> <li>・ 加納新池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 島山池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 新保大池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 石仏池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 谷内山池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 谷内田池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 千元池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 中村大池・栗屋池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 宮ヶ谷内池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 外輪野牛滑地区（富山市（旧山田村の区域）） 用水路工 1 式</li> <li>・ 美濃輪池地区（朝日町） ため池 1 式</li> <li>・ 棚山西池地区（朝日町） ため池 1 式</li> <li>・ 大浦大池地区（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 吉城池（氷見市） ため池 1 式</li> <li>・ 豆田池・新豆田池地区（氷見市） ため池 1 式</li> </ul> <p>(3) 元気な中山間地域づくり支援事業（中山間地域等直接支払交付金） 高齢化や人口減少等が著しい中山間地域等において、農業生産活動が持続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進する取組に対する補助を実施する。</p> <p>(4) 荒廃農地総合対策事業 美しい農村景観整備事業 所有者等が荒廃農地を復元し、営農又は保全管理を行う取組に対する補助 補助率：1/2 ほか</p>
--	--

林業の振興	<p>森林整備地域活動支援交付金事業</p> <p>計画的な森林施業の推進のため、市町村長との協定に基づく、森林現況調査や合意形成活動、作業路網の改良等の森林施業に必要な地域活動の支援として、森林所有者等に交付金を交付する。</p>
水産業の振興	<p>(1) 漁港施設機能強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氷見漁港（氷見市） 防波堤改良 1 式</li> </ul> <p>(2) 漁港施設機能保全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氷見漁港（氷見市） 機能保全 1 式</li> </ul>
地場産業の振興	<p>(1) 地域産業活性化事業</p> <p>組合等が実施する人材育成や販路開拓といった、地域産業の活性化を図るために実施する事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成事業</li> <li>・販路開拓事業</li> </ul> <p>補助率 1/2</p> <p>(2) 地域資源活用推進事業</p> <p>地域資源の活用により新商品等を開発する中小企業者及び中小企業者のグループに対する補助</p> <p>補助率 1/2</p> <p>(3) 農商工連携推進事業</p> <p>中小企業者と農林漁業者が連携して新商品等を開発する事業に対する補助</p> <p>補助率 2/3</p>
企業の誘致対策、起業の促進	<p>山村地域企業立地奨励事業</p> <p>山村地域の工業導入を促進するため、工場等を設置した中小企業に対し、市町村が助成した場合、助成に要した経費に対して補助金を交付</p> <p>助成対象 工場等の新增設の設置者に対して市町村が助成した経費（富山県企業立地助成金交付要綱に基づくものに限る）</p> <p>主な要件 ①投資額が 1,000 万円以上 ②操業開始後新規雇用者 3 人以上</p> <p>交付額 市町村が助成事業に要する経費の 1/2 又は投資経費の 5/100 のいずれか低い額</p> <p>限度額 1 工場等につき 500 万円 (通算：1 工場敷地内につき 1,000 万円)</p>

<p>商業の振興</p>	<p>がんばる商店街支援事業</p> <p>認定中心市街地以外の地域において、自らの努力と工夫により商店街の活性化や、にぎわい回復にむけた取り組みを行う商店街組合等を県と市町村が支援</p> <p>①核店舗再生支援事業</p> <p>商店街で集客の核となる店舗の再生を支援  補助対象経費：改装経費、備品購入費、店舗賃借料 など  補助率：県 1/3、市町村 1/3、組合等又は個店 1/3  補助限度額：1,000 万円</p> <p>②重点支援事業</p> <p>独自の活性化プランの実行に対して支援  補助対象経費：活性化プランを実行するために必要な経費  補助率：県 1/3、市町村 1/3、組合等 1/3  補助限度額：2,000 万円（最長 3 年間の総額）</p> <p>③一般事業</p> <p>補助メニューから選択された事業に対して支援  対象事業：顔づくり施設整備、空き店舗活用、情報化推進、街なか回遊、及びいきいき商店街支援事業（研修会開催等）に必要な経費  補助率：県 1/4、市町村 1/4、組合等 1/2  補助限度額：ハード事業…250 万円、ソフト事業…100 万円</p> <p>④イベント事業</p> <p>商店街で実施するイベント事業に対して支援  対象事業：商店街でのイベント開催に必要な経費  補助率：県 1/4、市町村 1/4、組合等 1/2  補助限度額：県と市町村合計で 40 万円</p>
<p>観光又はレクリエーション</p>	<p>観光キャンペーンの実施</p> <p>観光PR冊子の作成、観光・イベント等のPR事業</p>

#### 4 地域における情報化

災害に関する情報の迅速かつ的確な収集及び伝達を図るため、防災行政無線施設の効率的な運用を図るとともに、防災情報システムの効率的な運用を図る。

また、ICTを活用し、地域課題を解決するなどDXを推進する。

事業名	事業内容
富山県防災行政無線	光回線と通信衛星を利用した防災行政無線によって、通信連絡体制の効率的な運用を図る。（県庁、県の出先機関、市町村役場等を接続）
災害情報通信システム	県と市町村との間で、気象情報、災害情報等を相互に交換し、防災体制の確立を図るため「富山県総合防災情報システム」の効率的な運用を図る。
ICTを活用した地域課題解決	(1) ドローンや5G等のICT技術を活用し、地域課題の解決を図る。 (2) データ連携基盤を整備し、データ利活用の推進による地域課題の解決を図る。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

### (1) 県道等の整備

国道(知事管理分)については、昭和54年に「飛越峡合掌ライン」として改良工事が完成した国道156号や、昭和59年に「五箇山トンネル」が開通した国道304号は、南砺市の山間部と平野部を連絡する幹線道路であり、住民生活の向上と観光産業等の発展に大きく寄与するものとなっており、災害防除及び雪寒施設の整備や橋梁の耐震化を推進し、年間を通じた安全な交通の確保に努める。

さらに、落石や雪崩対策など冬期間の交通確保を積極的に進めるために国道471号の改築工事を実施する。

また、県道についても、改築工事等を実施し、安全で安心な交通の確保に努める。

事業名	事業内容
国道(知事管理分)	(1)改築 3路線 ・一般国道471号利賀バイパス(南砺市) $W=6.5(9.5)m$ $L=9,124m$ ・一般国道304号高宮バイパス(南砺市) $W=6.5(16.0)m$ $L=1,700m$ ・一般国道415号谷屋大野バイパス(氷見市) $W=6.5(16.5)m$ $L=4,200m$ (2)橋りょう補修 1路線 ・一般国道156号(湯出島橋ほか)(南砺市) $L=720m$
県道	(1)改築 2路線 ・主要地方道砺波福光線(南砺市) $W=6.5(20.0)m$ $L=1,270m$ ・主要地方道入善朝日線(朝日町) $W=6.5(12.0)m$ $L=1,300m$ (2)橋りょう架替 1路線 ・主要地方道万尾脇方線(宇波橋)(氷見市) $L=160m$ (3)橋りょう補修 1路線 ・主要地方道新湊庄川線(雄神橋)(砺波市(旧庄川町の区域)) $L=244m$

## (2) 林道の整備

林道については、地域の林内路網の幹線となる森林基幹道を整備し、林業生産性の向上と健全な森林の管理を図り、地域交流と山村の振興を図る。

事業名	事業内容
林道	新設 5路線 県営林道道整備交付金事業 ・高成1号線 W=4.0m、L=1,800m（南砺市） ・高成2号線 W=3.0m～4.0m、L=2,100m（南砺市） ・ふれあいの森線 W=4.0m、L=1,780m（南砺市） 山のみち地域づくり交付金事業 ・宮崎・蛭谷線 W=5.5m、L=1,700m（朝日町） ・上平・福光線 W=4.0m、L=1,200m（南砺市）

## (3) 交通確保対策

地域の生活の足を確保するため、地域の実情に応じた交通手段の確保を推進する。

事業名	事業内容
中山間地域交通網維持活性化支援事業	(1) 中山間地域交通網再編支援事業 市町村等又は交通事業者等が取り組む中山間地域交通網の維持活性化事業に対し、補助を行うもの ①市町村等が行う事業 補助率 1/2 以内 ②交通事業者が行う事業 補助率 1/3 以内  (2) 中山間地域新輸送サービス創出事業 企業、団体、集落、市町村等が取り組む中山間地域における生活の足の確保に向けた輸送サービス事業に対し、補助を行うもの 補助率 1/2 以内

	<p>(3)住民参加型交通モデル支援事業</p> <p>自家用有償旅客運送事業者が取り組む個人所有の車両を活用した輸送サービス事業に対し、補助を行うもの</p> <p>補助率 1/2 以内</p>
--	--

## 6 生活環境の整備

生活用水等を確保するため、上流水源山地の森林整備を行うとともに、荒廃溪流の復旧整備、水土保持施設等の整備を推進する。

また、生活環境基盤の整備を図るため、山地災害を未然に防止し、総合的な山地災害危険地対策を推進する。

事業名	事業内容
水道水源等施設	保安林機能の低下した森林および地すべり防止区域において重点的かつ計画的に治山施設を整備することにより、水資源の確保を図るとともに、下流の保全対象を災害から守り、県民の安全・安心に資する。
砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害から人家、公共施設等を守るための施設整備を行う。
総合流域防災事業	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備や災害関連情報の提供等のソフト対策を行う。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

家庭や地域において、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支える機運の醸成を図る。

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にするため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケア体制の構築を推進する。

事業名	事業内容
地域子ども・子育て支援事業 特別保育事業 放課後児童健全育成事業	延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、利用者支援事業など、県内市町村における子育て支援の取組みを促進する。 ・負担割合 国、県、市町村 各 1/3
とやまっ子さんさん広場推進事業	地域住民やNPOによる自主的な子どもの居場所づくり活動に助成 ・補助率 県 1/2、市町村 1/2
とやま子育て応援団事業	子育て家庭の家族の触れ合いを深めるとともに、企業・社会等社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る
とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業	・子どもが生まれた家庭に保育サービス等に利用できる「とやまっ子子育て応援券」を配付
がんばる子育て家庭支援融資	学校等に進学する子どもがいる多子世帯（3人以上）への実質無利子融資
地域包括ケアシステム普及啓発事業費	都市部・中山間地などそれぞれの地域の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築が円滑に進むよう、県民や事業者への普及啓発を行う。 ・地域包括ケア活動実践団体の登録・公表 ・地域包括ケア実践顕彰の実施
地域包括ケア市町村支援事業費	市町村による地域包括ケアシステムの構築が、確実・円滑に推進されるよう、市町村に対する支援を行う。 ・市町村職員セミナーの実施 ・生活支援コーディネーター養成研修の開催 ・厚生センターによる地域包括ケア推進に関する支援研修の開催
訪問看護ステーション設備整備補助事業	事業採算等において条件が不利な地域で、訪問看護ステーションのサテライト事業所を整備する場合に対して、初度設備整備費の補助を行う。 ・補助率 1/2 ・限度額 1,500 千円

## 8 医療の確保

無医地区、無歯科医地区の医療の確保を図るため、無医地区、無歯科医地区において巡回診療を行うへき地拠点病院に対する支援を実施する。

また、へき地診療所勤務医師の確保に努めるとともに、自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院及びへき地診療所へ派遣する。

事業名	事業内容
巡回診療 (へき地医療拠点病院運営費補助事業)	無医地区等への巡回診療やへき地診療所等への医師派遣に対する経費補助(国1/2、県1/2)
その他 (医師派遣)	自治医科大学において本県出身の医師を養成し、県内のへき地医療拠点病院やへき地診療所への派遣を行う。

## 9 教育の振興

学校教育については、小規模校の特殊事情を考慮し、教職員の加配措置を講ずるとともに、複式学級の編制基準を緩和する。

社会教育については、過疎地域の各地域へ社会教育主事(スポーツ担当)を派遣する。

事業名	事業内容
小規模校の教育の充実	<p>(1) 教職員の加配措置</p> <p>ア 6学級規模の小学校教員の増配置に努める。</p> <p>イ 中学校小規模校の免許外担当の解消のため教員を増配置する。</p> <p>ウ 学級の減少に伴い、複式移行を行う学校でかつ、教員減少により指導が困難になる学校に加配する。</p> <p>エ 養護教諭については、過疎地域の特殊事情を考慮して配置する。</p> <p>オ へき地学校の栄養教諭及び栄養職員は、地域の実情を考慮して配置する。</p> <p>カ へき地学校教職員の旅費の増配に配慮する。</p> <p>(2) 複式学級の学級編制基準緩和</p> <p>2個学年複式学級の編制基準を国の16名から15名に引き下げる。</p>
社会教育の充実	社会教育主事(スポーツ担当)の派遣

## 10 集落の整備

土地利用計画に基づいた生活環境の整備、集落間の機能分担と交通確保により集落の整備を図る。特に、集落機能を維持していくために必要な拠点となる施設の整備や、各集落と基幹集落との交通確保に重点を置くとともに、防災対策により集落を保全する。

また、美しい自然、歴史的・伝統的な文化資産、民俗民芸等の地域の特性を活かした都市との交流や国際交流により、集落の活性化を図るものに対して積極的に支援する。

さらに、集落が、地域内外の企業や団体等の新たな担い手と連携して行う地域活性化の取組みを支援することにより、集落の維持・活性化を図る。

事業名	事業内容
とやま帰農塾推進事業	都市と農山漁村との交流や都市住民の定住・半定住を促進するため、滞在型の田舎暮らし体験講座「とやま帰農塾」を開講
「とやまの田舎」交流支援事業	富山の美しい自然、豊かな食、歴史、伝統文化等に恵まれた農山漁村の魅力を活かした、県外との交流人口拡大の取組みを支援 補助率：1/2 補助限度額：200 千円／年 補助対象期間：2 年
中山間地域チャレンジ支援事業	中山間地域の集落の維持・活性化を図るため、企業・団体、集落等が実施する活動を支援 補助率：10/10 補助限度額：250 千円／年 補助対象期間：3 年

## 11 地域文化の振興等

過疎地域の伝統的な祭り・行事や獅子舞、民謡等の特色ある歴史文化を保存・継承し発展させるとともに、史跡等の指定文化財の保存修理や合掌造り家屋の保存修理などを行い、文化財の保存・活用に努める。

また、世界遺産に登録された合掌造り集落等の茅葺き木造建築が立ち並ぶ歴史的景観、急峻で緑豊かな自然景観等の保存とこれらを活かした地域づくりを推進し、地域文化の振興を図るとともに、美しく風格ある国土の形成に寄与する。

さらに、利賀芸術公園及び周辺一帯の施設を利用して、国内外から演劇人が集う国際演劇祭や、国際舞台芸術人材育成を支援するなど、世界の舞台芸術の拠点として、地域の活性化と芸術文化の振興を図る。

事業名	事業内容
地域文化の振興	(1) 指定文化財保存修理、管理補助、合掌造家屋の修理等 (2) 国際演劇祭、国際舞台芸術人材育成等の支援

## 1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

カーボンニュートラルの実現に向けて、富山県カーボンニュートラル戦略を策定し、再生可能エネルギー等の一層の導入促進を図る。

また、再生可能エネルギーを利用した発電設備導入のための資金繰りの支援や、老朽化した水力発電所のリプレースなどを行うほか、県内企業による再生可能エネルギー関連産業での事業化を促進する。

事業名	事業内容
富山県カーボンニュートラル戦略策定事業	戦略を策定し、再生可能エネルギーの導入を推進
とやま成長産業創造プロジェクト推進事業	国の「グリーン成長戦略」で成長分野とされた、次世代再生可能エネルギー関連分野等における県内企業による事業化を促進するため、最先端の技術に関する研究会等を実施
脱炭素社会推進資金「再生可能エネルギー利用促進枠」（制度融資）	県内の中小企業者に対し、再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入に要する資金を融資 <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額 1億円</li> <li>・期間 設備資金：10年以内           運転資金：5年以内</li> <li>・融資利率 年1.15%以内           （太陽光設備は年1.30%以内）</li> <li>・保証料率 年0.35%～年1.05%</li> </ul>
発電所老朽化対策事業	老朽化した水力発電所について、固定価格買取制度を活用したリプレース（全面的更新）を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若土発電所（旧山田村）</li> <li>・菅沼ダム（大長谷第二発電所）（南砺市）</li> </ul>

### 1 3 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

#### (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・U I J ターンの促進を図るため、移住者の受け入れに積極的な地域への支援等を実施するほか、市町村が実施するサテライトオフィス誘致事業等への総合的な支援を実施する。

また、市町村が創意と工夫に基づき実施する交流や定住・半定住を促進するための事業及び同じ趣旨のもとで実施するソフト事業を支援する。

事業名	事業内容
移住者受入モデル地域育成支援事業	<p>移住者を受入れようとする意欲のある地域をモデル地域として選定し、移住者の受入計画の作成、受入計画の実施に支援</p> <p>(1) 移住者受入促進計画作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2</li> <li>・限度額 250千円</li> </ul> <p>(2) 移住者受入促進計画実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2</li> <li>・限度額 500千円</li> </ul>
移住者受入モデル地域トータルサポート事業	<p>移住者受入モデル地域が取り組む施設・備品整備の環境づくりを総合的に支援</p> <p>(1) 宿泊体験・交流施設を中心とした地域づくりの備品整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 45/100</li> <li>・限度額 2,250千円</li> </ul> <p>(2) 移住者の受入促進に必要な施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2</li> <li>・限度額 10,000千円</li> </ul>
サテライトオフィス誘致プロジェクト事業	<p>(1) サテライトオフィス誘致活動費補助</p> <p>サテライトオフィスの誘致に取り組む市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2</li> <li>・限度額 500千円又は400千円</li> </ul> <p>(2) サテライトオフィス施設整備費補助</p> <p>市町村が進出企業に対して、サテライトオフィス等の施設整備に要する経費を補助する場合に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2</li> <li>・限度額 2,500千円（中山間地域は3,000千円）</li> </ul>
まちづくり総合支援事業	<p>定住・半定住促進事業</p> <p>市町村の創意と工夫に基づき実施する交流や定住・半定住を促進するための事業の補助</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3 以内（県単独補助）</li> <li>・限度額 20,000 千円（ハード） 2,000 千円（ソフト）</li> </ul>
--	---

## (2) 産業の振興

### ア 農林漁業の振興

地理的、気象的条件を克服しつつ、過疎地域の基幹産業である農林業の振興を図るため、土地改良事業の補助率のかさ上げ及び採択基準の緩和を行うとともに、経営構造対策事業、林業構造改善事業等を推進する。

事業名	事業内容
経営体育成支援事業	新規就農者や集落営農組織等、多様な農業経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械・施設の導入を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金交付率</li> <li>①融資主体型補助事業（国 3/10）</li> <li>②条件不利地域型補助事業（国 1/2、1/3）</li> </ul>
中山間地域活性化資金事業	農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性を生かした農業の総合的な発展を図るため、農畜産物の加工の増進及び流通の合理化、農業資源の総合的利用並びに担い手の生産・生活環境の整備に必要な資金を農協系統融資機関等が低利で融資するため利子補給を行う。
林業成長産業化推進	県産材の安定供給を図るための条件整備や県産材利用の拡大など、川上から川下までの一体となった取組みに対し総合的に支援
造林事業	再造林、拡大造林、下刈り、除間伐、作業道等に要する経費に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率</li> <li>①人工造林（国 3/10、県 2/10）</li> <li>②保育（国 3/10、県 1.5/10）</li> <li>③作業道（国 3/10、県 1/10）</li> </ul>

#### イ 地場産業の振興

新産業の創出、地域産業の高度化、新技術の創造等による、地域に根差した産業振興を図るための、研究開発支援や人材育成支援等の施設整備事業、及び同じ趣旨で実施するソフト事業を支援する。

また、地域の魅力発信や地域イメージのブランド化を図るための、地域ブランド戦略の計画策定や、商品等の認知度向上のためのイベント等を支援する。

事業名	事業内容
まちづくり総合支援事業	<p>(1) 地域活性化事業</p> <p>地域に根差した内発型の産業振興を図るための施設整備事業の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3 以内 (県単独補助)</li> <li>・限度額 20,000 千円</li> </ul> <p>(2) 地域活性化ソフト支援事業</p> <p>上記と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3 以内 (県単独補助)</li> <li>・限度額 2,000 千円</li> </ul> <p>(3) 地域ブランド発信事業</p> <p>地域の魅力発信や地域イメージのブランド化を図るためのソフト事業の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3 以内 (県単独補助)</li> <li>・限度額 2,000 千円</li> </ul>

#### ウ 企業の誘致対策、起業の促進

山村地域への工業導入を促進するため、山村地域企業立地奨励事業により、工場等を設置した事業者に対して市町村が助成した場合、助成に要した経費に対して補助金を交付する。

また、既存企業の育成に努めるとともに、過疎地域から通勤可能な広域生活圏内における工場適地、農村地域工業導入地区への企業誘致を積極的に推進し、広域的観点から、雇用機会の拡大を図る。

事業名	事業内容
山村地域企業立地奨励事業	<p>助成対象 工場等の新增設の設置者に対して市町村が助成した経費 (富山県企業立地助成金交付要綱に基づくものに限る)</p> <p>主な要件 ①投資額が 1,000 万円以上 ②操業開始後新規雇用者 3 人以上</p>

	<p>交 付 額 市町村が助成事業に要する経費の 1/2 又は投資経費の 5/100 のいずれか低い額</p> <p>限 度 額 1 工場等につき 500 万円 (通算：1 工場敷地内につき 1,000 万円)</p>
--	---

#### エ 観光・レクリエーション

県立自然公園等整備事業を推進し、公園施設の整備に努めるとともに、五箇山特有の合掌造りの家屋の保護に助成を行い、観光資源としての活用を増進する。

また、自然、文化、歴史など地域の特性を活かした、公共空間の整備、まちなみ保全・環境整備等に対して支援する。併せて、同じ趣旨のもとで実施するソフト事業に対して支援する。

なお、過疎地域における産業振興の方向が観光関連産業を基軸として発展を図っていくものであることに鑑み、各種公共事業の実施にあたっては、観光資源の保護充実に努める。

事業名	事業内容
五箇山地区合掌造り保護事業	合掌家屋屋根葺き替え及び茅場造成事業補助 ・補助率 1/5 以内
県立自然公園等整備事業	県立自然公園及び県定公園の整備に対する補助 ・県立自然公園 補助率 1/2 以内 ・県定公園 補助率 1/3 以内
まちづくり総合支援事業	(1)優れた景観整備事業 地域の特性を活かし、優れた景観をもつまちづくりを実施するための事業の補助 ・補助率 1/3 以内 (県単独補助) ・限度額 20,000 千円 (2)地域活性化ソフト支援事業 上記と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業の補助 ・補助率 1/3 以内 (県単独補助) ・限度額 2,000 千円

### (3) 地域における情報化

#### ア 通信施設等の整備

携帯電話等の山間部等における不感地域の解消を図るため、移動通信用鉄塔施設の整備を引き続き促進するとともに、超高速ブロードバンド網の整備促進に努める。

また、避難勧告、避難指示などの情報を住民へ一斉に伝送できる防災行政無線は、災害時に有効であることから、その整備を促進する。

さらに、土砂災害から人命を守るため、土砂災害関連情報を市町及び住民へ提供するためのシステム整備を推進する。

事業名	事業内容
移動通信用鉄塔施設整備事業	携帯電話等の移動通信が使えない地域の解消を図るための施設及び設備の設置 ・国庫補助事業 補助率 1/2 (携帯電話事業者の参画が1者の場合) 2/3 (携帯電話事業者の参画が複数者の場合) 県交付率 1/20 以内 (翌年度交付) ・地方単独事業 県交付率 1/10 以内 (翌年度交付)
総合流域防災事業	土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報について、市町及び住民へ提供するためのシステム整備を推進 ・補助率 国 1/2、県 1/2

#### イ 情報化の推進

地域の情報化のために実施する情報通信基盤整備、情報システムの導入及び同じ趣旨のもとで実施するソフト事業を支援する。

経費縮減や業務の効率化を図るため、各市町村と連携し、情報システムの共同化・集約化を推進する。

事業名	事業内容
まちづくり総合支援事業	(1) 地域活性化事業 地域の情報化のための事業の補助 ・補助率 1/3 以内 (県単独補助) ・限度額 20,000 千円 (2) 地域活性化ソフト支援事業 上記と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業の補助 ・補助率 1/3 以内 (県単独補助) ・限度額 2,000 千円
情報システムの共同利用推進	各市町村と連携し、情報システムの共同化・集約化を推進

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

地域住民の足を確保するために、生活路線及び実証運行等に対して補助する。

事業名	事業内容
バス路線維持対策事業	<p>(1)バス運行対策費補助事業</p> <p>乗合バス事業者に対する広域的、幹線的路線について、国・市町村とともに支援を行うもの。</p> <p>&lt;地域間幹線系統確保維持費補助金&gt;</p> <p>①路線維持費補助</p> <p>補助対象経費 補助対象路線に係る欠損額</p> <p>補助率 国 1/2 県 1/2</p> <p>②購入車両に係る減価償却費・金融費用補助</p> <p>補助対象経費 購入車両に係る減価償却費・金融費用補助</p> <p>補助率 国 1/2 県 1/2</p> <p>&lt;地域内フィーダー系統確保維持費補助金&gt;</p> <p>補助対象経費 補助対象路線に係る欠損額</p> <p>補助率 国 1/2 県 1/6 市町村 1/3</p> <p>(2) 富山県生活路線運行費補助事業</p> <p>地域住民の足であるバス路線の維持確保を図るため、民営バス事業者が運行するバス路線に対し、市町村が補助を行う際、その市町村に対し支援するもの。</p> <p>補助対象経費 補助対象路線に係る欠損額</p> <p>補助率 県 1/2</p> <p>(3) 富山県市町村運行バス路線対策費補助事業</p> <p>地域住民の生活の足を確保するため、市町村が運行するバス等に対し支援を行うもの。</p> <p>①運行費補助</p> <p>補助対象経費 運行に係る欠損額</p> <p>補助率 通勤路線 1/2 その他路線 1/3</p> <p>②車両購入費補助</p> <p>補助対象経費 車両購入費</p> <p>補助率 実購入費とバス標準価格の差額の 1/2</p>

	<p>(4) NPO過疎地バス路線支援事業費補助事業</p> <p>過疎地有償運送を行うNPO等に対し、運送に要する費用を支出する市町村に対し支援するもの。</p> <p>補助対象経費 運行に係る欠損額</p> <p>補助率 通勤路線 1/2 その他路線 1/3</p>
<p>公共交通活性化総合対策事業</p>	<p>(1) 公共交通活性化総合対策事業補助金</p> <p>公共交通の具体的な活性化計画の策定に必要な調査にかかる経費、コミュニティバス等の実証実験にかかる経費、およびそれらの施設整備（バスシェルター、バス停看板、上屋等）に対して支援を行うもの。</p> <p>①市町村等が行う事業 補助率 1/3 以内</p> <p>②交通事業者が行う事業 補助率 1/4 以内</p> <p>(2) パークアンドライド推進事業費補助金</p> <p>パークアンドライドの実施にかかる駐車・駐輪設備の整備費、実施に必要な計画策定や実証実験にかかる経費、および普及啓発費（看板作成費等）に対して支援を行うもの。</p> <p>①市町村等が行う事業 補助率 1/3 以内</p> <p>②交通事業者が行う事業 補助率 1/4 以内</p> <p>③普及啓発事業 補助率 1/2 以内</p> <p>(3) 乗りたくなる公共交通推進事業補助金</p> <p>①バス車両・軌道車両のイメージアップに必要な経費に対して支援を行うもの。</p> <p>市町村・交通事業者 補助率 1/3 以内</p> <p>②公共交通の利用促進を目的とした、実際に公共交通を利用した企画、利用促進に直接結びつく企画を実施する経費に対して支援を行うもの。</p> <p>NPO 法人等任意団体 補助率 1/2 以内</p>
<p>デマンド型交通転換等支援事業</p>	<p>次の①又は②かつ③を満たす路線に対し支援するもの。</p> <p>①コミュニティバス（定期路線バス）からデマンド型交通に転換するもの。</p> <p>②新たなデマンド型交通を運行するもの。</p> <p>③市町村が作成する域内の交通ネットワーク再編に係る計画に位置付けるもの。</p>

	<p>&lt;導入に係る初期費用に対する支援&gt;</p> <p>補助対象経費 設備整備費、広報費、実証実験に係る経費等</p> <p>補助率 1/2 (導入初年度のみ)</p> <p>&lt;コミュニティバスからデマンド型交通に転換した場合の運行経費に対する支援&gt;</p> <p>補助対象経費 ①市町村が運行する場合は運行に係る欠損額 ②市町村が交通事業者に運行補助を行う場合は、市町村の交付額</p> <p>補助率 1/3 (5年限り)</p>
--	--

#### (5) 生活環境の整備

簡易水道等の施設整備事業に対して助成を行い、事業を推進する。

また、地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりのために実施する防災施設、防災基盤等の整備や公共施設等の耐震化事業、及び同じ趣旨のもとで実施するソフト事業を支援する。

事業名	事業内容
簡易水道等施設整備費補助事業	市町村の簡易水道等の施設整備事業に対する助成 ・補助率 国 1/4、1/3、4/10
生活基盤施設耐震化等交付金事業	市町村の簡易水道等の施設整備事業に対する助成 ・交付率 国 1/4、1/3、4/10
富山県簡易水道等施設整備費交付金事業	市町村の簡易水道等の施設整備事業に対する助成 (富山県簡易水道等施設整備費交付金交付要綱に基づくものに限る) ・交付率 県 0.5/10 (翌年度交付)
まちづくり総合支援事業	<p>(1) 防災まちづくり事業</p> <p>地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりのための事業の補助</p> <p>・補助率 1/3 以内 (県単独補助)</p> <p>・限度額 10,000 千円</p> <p>(2) 地域活性化ソフト支援事業</p> <p>上記と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業の補助</p> <p>・補助率 1/3 以内 (県単独補助)</p> <p>・限度額 2,000 千円</p>

農業集落排水事業	(1) 市町村の農業集落排水施設整備事業に対する助成 ・ 補助率 国 1/2  (2) 上記と同じ趣旨のもとで実施する計画策定等事業 ・ 定額助成
----------	---

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

地域において、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。

本県の高齢化は全国を上回って進んでおり、今後一層の高齢化の進展が予想されることから、過疎地域を含め総合的、計画的な高齢者保健福祉対策を積極的に実施し、すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築を支援する。

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業	山間地、へき地等において少人数で放課後児童クラブを実施する場合は、補助の対象とする特例の実施
保育士修学資金貸付事業	保育士確保対策として、卒業後に県内で保育士として勤務する学生等に、保育士として県内で5年（過疎地域で業務に従事する者は3年）勤務することで返還免除となる、修学資金の貸付制度の実施
在宅福祉対策事業 (生きがい活動推進事業を含む)	高齢者総合福祉支援事業 介護保険制度が対象外とする福祉サービス等で国庫補助事業の補助対象とならないサービス等について、市町村（中核市除く）が地域の実情に応じて総合的に取り組めるよう支援する。 (メニュー内容：福祉サービス、生きがい・社会参加、その他) ・ 補助率：県 1/2
後期高齢者医療助成事業	高齢者の医療の確保に関する法律 対象者 75歳以上、65～74歳（障害者） (1) 後期高齢者に係る医療給付費の公費負担 ・ 負担割合：国 4/12（うち 1/12 相当は交付金）、県 1/12、市町村 1/12 ・ 支出先：富山県後期高齢者医療広域連合 (2) 後期高齢者保険制度安定化事業 ア 高額医療費負担金 レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、80万円を超える額のうち保険料で賄うべき部分を公費で負担 ・ 負担割合：国 1/4、県 1/4 ・ 支出先：富山県後期高齢者医療広域連合

	<p>イ 保険基盤安定負担金</p> <p>低所得者等に対する保険料軽減分を補填するために市町村が一般会計から繰り入れた金額の 3/4 を県が負担</p> <p>・ 支出先: 市町村一般会計</p>
後期高齢者健康診査事業	<p>後期高齢者医療広域連合が実施する健診事業に対する助成</p> <p>・ 補助率 国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</p>
まちづくり総合支援事業	<p>(1) 福祉のまちづくり事業</p> <p>公共的施設等を新築する場合等の、高齢者等が円滑に利用できる環境を整備する事業の補助</p> <p>・ 補助率 1/3 以内 (県単独補助)</p> <p>・ 限度額 20,000 千円 (新築) 10,000 千円 (改修)</p> <p>(2) 地域活性化ソフト支援事業</p> <p>上記と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業の補助</p> <p>・ 補助率 1/3 以内 (県単独補助)</p> <p>・ 限度額 2,000 千円</p>

#### (7) 医療の確保

へき地医療拠点病院及びへき地診療所の整備充実を進めるとともに、へき地医療拠点病院が行う巡回診療等に対し補助を行い、巡回診療等を充実し過疎地域の医療の確保に努める。

救急医療については、へき地医療拠点病院等と十分に連携した搬送体制の整備等運営の充実を図る。

事業名	事業内容
へき地医療拠点病院施設・設備整備費補助事業	<p>へき地医療拠点病院の施設・設備整備費に対する補助</p> <p>・ 補助率 国 1/2、県 1/2</p>
へき地診療所施設・設備整備費補助事業	<p>へき地診療所の施設・設備整備費に対する補助</p> <p>・ 補助率 国 1/2</p>
へき地患者輸送車整備費補助事業	<p>へき地患者輸送車整備費に対する補助</p> <p>・ 補助率 国 1/2</p>
へき地巡回診療車整備費補助事業	<p>へき地医療拠点病院へのへき地巡回診療車の整備費に対する補助</p> <p>・ 補助率 国 1/2、県 1/2</p>

過疎地域特定診療所 施設・設備整備費補 助事業	過疎地域における眼科、耳鼻咽喉科又は歯科の診療所の施設・設備整備 費に対する補助 ・補助率 国 1/2、県 1/4
へき地医療拠点病院 運営費補助事業	無医地区等への巡回診療やへき地診療所等への医師派遣に対する経費 補助 ・補助率 国 1/2、県 1/2

## (8) 教育の振興

へき地学校児童生徒の就学条件の向上を図るとともに、学校施設の充実を図り、良好な教育環境を確保する。

また、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、社会教育施設、社会体育・スポーツ施設を整備し、同時に既存の集会施設の高度利用を図り、住民の自主的なコミュニティ活動を育成し、活力と温かいふれあいに満ちた地域づくりを進める。

事業名	事業内容
へき地児童生徒援助 費等補助事業	・補助対象経費 寄宿舎居住費、スクールバス等購入費 ・補助率 国 1/2 以内
公立小中学校統合校 舎等の新增築事業	適正規模化のための統合に伴い必要となる校舎又は屋内運動場の新增 築に要する経費に対する補助 ・補助率 原則 国 1/2 過疎（統合） 国 5.5/10
公立小中学校へき地 教員住宅等の新增築 事業	へき地学校の教員住宅及びへき地の児童生徒のための寄宿舎の新增築 に要する経費に対する補助 ・補助率 原則 国 1/2 過疎（統合） 国 5.5/10
公立小中学校へき地 集会室等の新增築事 業	へき地学校の集会室の新增築に要する経費に対する補助 ・補助率 国 1/2
公立小中学校不適格 建物改築事業	教育を行うのに著しく不適當な建物で特別な事情のあるものの改築に 要する経費に対する補助 ・補助率 原則 国 1/3 過疎 国 5.5/10
公立小中学校危険建 物改築事業	構造上危険な状態にある建物の改築に要する経費に対する補助 ・補助率 原則 国 1/3 過疎 国 5.5/10

体育施設整備費補助事業	<p>(1) 公立学校体育施設整備費に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象事業 水泳プール、武道場建設</li> <li>・ 補助率 国 1/3（地震特措法第 4 条の規定の適用のある浄水型プールは 1/2）</li> </ul> <p>(2) 社会体育施設整備費に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象事業 地域スポーツセンター、水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センター建設、耐震化</li> <li>・ 補助率 国 1/3（地震特措法第 4 条の規定の適用のある浄水型プールは 1/2）</li> </ul>
-------------	--

※ 特定市町村は、事業区分・年度により別途算定割合の定めあり

#### (9) 集落の整備

移転による集落整備の必要が生じた場合には、住宅・公共施設等の整備を含めた総合的対策を講ずることとし、そのための支援を行う。

また、集落の活性化を図るため、都市との交流や体験学習等を一層推進するとともに、地域を支える人材の確保等への補助を通じて、住民の自主的・主体的な地域づくりに対しても積極的に支援する。

事業名	事業内容
地域ぐるみ除排雪促進事業	地域において住民が自主的に行う共同除排雪活動を促進するための小型除雪機械の整備等に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 1/3 以内（県単独補助）</li> <li>・ 限度額 2,400 千円（単独自治会等の場合は、1,200 千円）</li> </ul>
まちづくり総合支援事業	(1) 廃校等利用地域活性化施設整備事業 地域活性化のための廃校等を利用した施設整備の補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 1/3 以内（県単独補助）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限度額 5,000 千円</li> </ul> (2) 中山間地域活性化事業 中山間地域における地域資源や地域特性を活用した施設整備事業及び同じ趣旨のもとで実施するソフト事業の補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 1/3 以内（県単独補助）</li> <li>・ 限度額 20,000 千円（ハード） 2,000 千円（ソフト）</li> </ul>

市町村振興基金貸付 (辺地山村等公共 施設整備事業)	過疎地域が実施する公共施設整備事業について、有利な条件で貸付け <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象事業              辺地及び過疎地域における公共的施設の整備</li> <li>・貸付条件              充当率 100%以内              利率 年 3.0%以内              (貸付決定日における財政融資資金の利率が 3.0%を下回る場合は、              その利率。)</li> </ul>
----------------------------------	--

#### (10) 地域文化の振興等

地域の優れた歴史資源や文化資源を発掘・再認識し、その価値を高め、次の世代に継承していく取り組みを推進するため、地域の歴史的遺産（神話、伝説、遺跡、史跡等）、伝統的文化を活用した地域おこしに係る施設整備事業、及び同じ趣旨のもとで実施するソフト事業を支援する。

また、国・県指定文化財の保存修理、世界遺産を構成する合掌家屋の修理・環境整備について支援する。

事業名	事業内容
まちづくり総合支援事業	(1) 地域活性化事業 地域の歴史的遺産、伝統的文化を活用した地域おこしの施設整備事業の補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3 以内 (県単独補助)</li> <li>・限度額 20,000 千円</li> </ul> (2) 地域活性化ソフト支援事業 上記と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業の補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3 以内 (県単独補助)</li> <li>・限度額 2,000 千円</li> </ul>
文化財保存整備事業	国・県指定文化財の保存修理、世界遺産を構成する合掌家屋の修理・環境整備について支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国指定文化財               <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 国 50～85%、                    県 国補助額残の個人所有 40%・個人以外 50%</li> </ul> </li> <li>(2) 県指定文化財               <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 県 個人所有 40%、個人以外 50%</li> </ul> </li> </ul>

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

小水力発電所の整備を主体的に取り組めるよう技術的支援を行う。

事業名	事業内容
小水力発電に関する 技術的支援	小水力発電所の整備について技術的支援を行う。